

# 独立行政法人農林水産消費安全技術センター内部通報及び外部通報に関する規程

制定 平成30年10月23日30消技第1632号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（制定認可：平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号）第103条に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）の役員及び非常勤職員を含む全ての職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者からの組織的又は個人的な違法、違反又は不正な行為若しくは公序良俗に反する行為（当該行為が生ずるおそれを含む。以下「違法行為等」という。）に関する通報及び相談（以下「通報等」という。）に対処する適正な仕組みを定めることにより、違法行為等の防止並びにその早期発見及び是正を図り、コンプライアンスを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 通報対象事実とは、FAMICの役職員の違法行為等の事実をいう。
- 二 内部通報とは、役職員が第3条第1項に規定する内部又は外部の通報相談窓口に通報対象事実に関し通報等を行うことをいう。
- 三 外部通報とは、役職員以外の者が第3条第1項に規定する内部又は外部の通報相談窓口に通報対象事実に関し通報等を行うことをいう。
- 四 通報者とは、前二号の通報等を行う者をいう。

## (通報相談窓口)

第3条 通報者からの通報等を受け付けるための通報相談窓口をFAMICの内部及び外部に設け、通報等を受け付ける管理者（以下「受付管理者」という。）並びに受付管理者が行う事務を総括する管理者（以下「総括管理者」という。）を置く。

- 2 受付管理者は、内部にあつては総務部人事課長を、外部にあつてはFAMICが委託する弁護士を、総括管理者にあつては総務部長をそれぞれ充てることとする。
- 3 通報相談窓口は、通報対象事実について通報等を受け付ける。
- 4 通報相談窓口は、無責任な通報等を避けるとともに、事実関係の確認と調査を円滑に行うため、原則として実名による通報等を受け付ける。ただし、事情がある場合には、匿名による通報等も受け付けることができる。
- 5 通報対象事実が、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員就業規則（平成13年4月1日13本消技第9号）その他規程等に定める守秘義務に関わる場合であっても、この規程に従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等の方法)

第4条 通報者は、前条第1項の通報相談窓口のいずれかを選択し、通報シート（別紙様式1）を用いて通報等を行うこととする。

2 通報相談窓口の利用方法は、次のとおりとする。

- 一 前条第1項に規定する内部の通報相談窓口 電子メール、ファクシミリ、書面又は面会
- 二 前条第1項に規定する外部の通報相談窓口 電子メール、ファクシミリ又は書面

(通報等に対する措置)

第5条 受付管理者は、通報者から、電子メール、ファクシミリ又は書面により通報等がなされた場合には、通報者に対して通報等を受け付けた旨を速やかに通知しなければならない。

2 受付管理者は、通報等を受け付けた場合には、直ちに総括管理者に報告するものとし、報告を受けた総括管理者は直ちに独立行政法人農林水産消費安全技術センターコンプライアンス推進規程（平成22年6月15日付け22消技第607号、以下「コンプライアンス規程」という。）第4条に規定するコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）及び監事に報告しなければならない。

3 委員長は、前項の報告を受けたときは速やかに委員会を招集し、委員会は通報等の内容を確認し、受理又は不受理を決定する。

4 委員長は、前項の規定により通報等を受理することとした場合には通報等受理通知書（別紙様式2）を、受理しないこととした場合には通報等不受理通知書（別紙様式3）を作成し、その通報等を受け付けた受付管理者を通じて通報者に速やかに通知しなければならない。

5 委員長は、第3項の規定により受理することとした場合には、その内容の調査を行うに相応しい役職員を決定し、速やかに調査を依頼する。

6 調査の依頼を受けた役職員は、速やかに事実の有無及び内容について調査し、その調査結果を委員長に報告しなければならない。

7 委員長は、通報対象事実について、第5条第1項から第6項の各項及びその他必要な事項をコンプライアンス規程第3条に規定するコンプライアンス統括推進者（以下「統括推進者」という。）に報告しなければならない。

(調査を行う場合の留意事項)

第6条 調査の依頼を受けた役職員が前条の調査を行うにあたっては、通報者の氏名を開示する必要がある場合であっても、その通報を受け付けた通報相談窓口を通じて通報者の同意を得なければ通報者の氏名は開示してはならない。また、通報者が特定されないように配慮しなければならない。

2 役職員は、通報相談窓口又は調査の依頼を受けた役職員に対して、通報者の氏名等を開示するよう求めてはならず、また、その開示をするように画策してはならない。

(調査への協力)

第7条 役職員は、通報等に基づく事実関係の調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について真実を述べなければならない。

(調査後の対応)

第8条 委員長は、第5条第6項に基づく調査結果の報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集し、委員会はその調査結果を確認し、その対応案（関係者の懲戒処分、刑事告発を含む。）及び再発防止策案について検討する。

2 前項の検討の結果、事実の認定を受けて処分を検討する場合には、独立行政法人農林水産消費安全技術センター懲戒事項等取扱規程（平成13年4月1日付け13本消技第98号）等に基づき処分等を行うものとする。

3 委員長は、前2項の検討結果を統括推進者に報告し、統括推進者の指示に基づき対応及び再発防止策などの措置を講じなければならない。

(通報の内容が緊急を要する場合の対応)

第9条 委員長は、通報の内容又はその調査結果が緊急を要する場合には、第5条の手続きに係わらず、直ちに違法行為を中止するよう命令する等の必要な措置を講じるとともに、委員会を招集し、その対応について検討しなければならない。

2 委員長は、前項の措置を講じた場合には、事後に統括推進者に報告するものとし、対応の検討結果については、前条第3項の規定に準じて行うものとする。

(調査結果等の通知)

第10条 委員長は、調査結果と講じた措置（以下「調査結果等」という。）について総括管理者に通知しなければならない。

2 委員長から前項の調査結果等について通知を受けた総括管理者は、受付管理者に通知するとともに監事に報告しなければならない。

3 総括管理者から前項の調査結果等について通知を受けた受付管理者は、通報者に対して調査結果等を通知しなければならない。ただし、通報者が通報シートにおいて報告を必要としない旨の意思表示をした場合又は匿名による通報等の場合は、この限りではない。

(不利益な取扱いの禁止)

第11条 役職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

2 統括推進者は、通報等をした役職員が通報等に基づく当該調査対象に関与していた場合、当該役職員に対する懲戒処分等を行うにあたって通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

(情報の記録・保管・秘密保持)

第12条 通報等を受けた通報相談窓口は、通報者の氏名、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管しなければならない。

2 通報等を受けた通報相談窓口、調査依頼を受けた役職員及び委員会に関与する者その他業務上通報等に関する情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。

附 則 (平成30年10月23日30消技第1632号)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

## 《 通報シート 》

		記載日	平成 年 月 日	
所 属				
氏 名		( 匿名希望 )		
希望する 連絡方法 (○を付す)	電話番号	—	—	
	FAX 番号	—	—	
	メールアドレス	@		
	郵便 (〒 — )			
通 報 等 の 内 容	通報内容を知った年月日	平成 年 月 日		
	通報対象者氏名			
	通報対象者所属			
	通報対象事実 (○を付す)	生じている		
		生じようとしている		
		その他 ( )		
法令違反、又は法令違反のおそれのある行為の概要				
	違反法令名			
証拠書類等の用意	有〔書面・証人・テープ・その他( )〕 ・ 無			
調査結果等の報告	希望する ・ 希望しない(※匿名での通報の場合は通知できません)			

注：できる限り『実名』での通報にご協力をお願いします。匿名の場合、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。

様

コンプライアンス委員会委員長名

通報等受理通知書

平成 年 月 日付けで通報受付・相談窓口あてになされた通報等について、次のとおり受理することを決定したので、独立行政法人農林水産消費安全技術センター内部通報及び外部通報に関する規程（平成30年10月23日付け30消技第1632号）第5条第4項の規定に基づき、通知します。

通報等の内容 又は件名	
受付管理者名	
備考	

様

コンプライアンス委員会委員長名

## 通報等不受理通知書

平成 年 月 日付けで通報受付・相談窓口あてになされた通報等について、次のとおり不受理とすることを決定したので、独立行政法人農林水産消費安全技術センター内部通報及び外部通報に関する規程（平成30年10月23日付け30消技第1632号）第5条第4項の規定に基づき、通知します。

通報等の内容 又は件名	
不受理とした理由	
受付管理者名	
備考	